

第一章 日体幼稚園の沿革

日本体育会の幼稚園経営は大正八年四月に設立の大井幼稚園をもってはじまり、昭和六年五月の日本体育会六郷幼稚園の設置と、昭和十五年六月のひなづる幼稚園の買収・経営を経て、昭和三十年六月に開設の日本体育会あさひ幼稚園（後の日体幼稚園）にいたっている。その間、日本体育会の法人組織は二度にわたって改組されている。大井幼稚園、六郷幼稚園を経営していたころの日本体育会は「社団法人」であったし、ひなづる幼稚園を買収したのは「財団法人」、日本体育会であった。そして更に、今日の日体幼稚園につづく日本体育会あさひ幼稚園を設立したときの日本体育会は「学校法人」にその組織を改めているのである。しかしこのように法人の組織が変わろうとも、「日本体育会」が幼稚園を経営しつづけてきたことに変わりはないのだから、「日体」幼稚園の歴史をひもとくときには、大井幼稚園まで溯らねばならないといえよう。そこでまず、日体幼稚園誕生の前史として戦前における日本体育会の幼稚園経営について点描し、次いで戦後における日本体育会の経営の再開について素描することにした。

(一) 戦前における日本体育会の幼稚園経営

(1) 日本体育会大井幼稚園の設立とその趣旨

日本体育会の幼稚園経営は、大正八年四月、荏原郡大井町九六九番地に開園した大井幼稚園にはじまる。この幼

稚園経営は日本体育会の学校経営事業の一環として行われたものであった。しかし、何故に「幼稚園」に目を向けたのかについては未詳であるが、恐らくは、体操学校のあった大井の住民が幼稚園経営を要望したことに発するであろう。その要望が出てきた背景の一つとして幼稚園の廃園が相ついだ点があげられる。大正六年に一〇一園あった東京の私立幼稚園は、翌七年にはいっせいに二十六園と約四分の一にまで激減している。その原因は、米騒動を契機とする生活事情の悪化によって、それまで幼稚園に通園させていた中産階級の家庭の中で社会不安を恐れて通園を見合わせようとした動きが生じたことや、低廉な費用で子どもをあずかる託児所が社会政策の一環として設置されはじめたことに求められる。いずれの原因であったのかは別にしても、大井町に就学前の幼児をあずかる教育施設としての幼稚園が不足していたことは事実であった。日本体育会が幼稚園経営に乗り出しても十分に園児を確保しうる状況にあったわけである。とまれ、日本体育会が目指した幼稚園の規模と経営の方法を左に掲げる「私立幼稚園設立認可願」を通してみてみることにしよう。

私立幼稚園設立認可願

今般東京府荏原郡大井町字北濱川九百六十九番地ニ於テ別紙要項ノ通私立幼稚園設立致度候條御認可相成度此段相願候也

大正八年一月廿一日

東京府荏原郡大井町千百四十九番地

社團法人 日本體育會長 比志島義輝印

東京府知事 法學博士 井上 友一殿

私立大井幼稚園設立要項

園名 私立大井幼稚園

位置 東京府荏原郡大井町字濱川九百六十九番地

開園期日 大正八年四月一日

定員 八十名

(校舎圖面略)

經費

收入

金 千六百八拾圓 保育料

支出

金 六百圓 保姆二人俸給一人平均一ヶ月金貳拾五圓

金 三百六十圓 助手二名一人平均一ヶ月拾五圓

金 貳百圓 兒童保育品費

金 五拾圓 備品費

金 八拾圓 消耗品費

金 拾圓 通信費

金 貳百七拾五圓六拾八錢 園舎借地料

金 八拾四圓參拾貳錢 園舎修繕費

金 貳拾圓 火災保險料

計 貳千百六拾圓

維持法

維持ノ方法ハ前記ノ如ク大體兒童ノ保育料ヲ以テ支辨スト雖トモ臨時費ヲ要シ經費ニ不足ヲ生スルトキハ設立者之ヲ負擔ス

それでは、日本体育会が設置した大井幼稚園は如何なる「園則」に基づいて運営されたのであろうか。「大井幼稚園規則」(『東京教育史資料大系 第九卷』(昭和四十九年三月刊)所収)を次に引用しておくことにしよう。

大井幼稚園規則

第一條 私立大井幼稚園ハ幼児心身ノ發達ヲ計リ喜良ナル習慣ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 私立大井幼稚園ノ保育事項ハ遊戲唱歌談話手技トス

第三條 幼児ノ年齢ハ滿三年ヨリ小學校就學ニスルマテトス

第四條 幼児ノ定員ハ凡八十名トス

第五條 一ケ年ヲ分チテ三期トス

第一期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六條 保育時數ハ毎週凡二十二時トス 但シ夏季休業ノ前後各三週以内ハ之ヲ減スルコトアルヘシ

第七條 休業日ノ左ノ如シ

- 一 祝日
- 二 祭日
- 三 皇后陛下御誕辰 六月二十五日
- 四 靖國神社祭 四月三十日、十月二十三日
- 五 日曜日
- 六 記念日
- 七 春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル
- 八 夏季休業 七月

十一日ヨリ九月十日ニ至ル 九 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第八條 入園ノ期ハ毎年四月トス 但シ缺員アルトキハ臨時ニ入園ヲ許スコトアルヘシ

第九條 入園ヲ願フ者ハ左記ノ履歷書ヲ差出スヘシ(用紙ハ園ヨリ交附スルニ付略ス)

第十條 入園ヲ許可セラレタルモノハ入園料金貳圓ヲ納ムヘシ

第十一條 入園ヲ許可セラレタルモノハ保護者ヨリ左記ノ在園證書ヲ差出スヘシ(用紙ハ園ヨリ交附スルニツ

キ略ス)

保護者ハ本部若シクハ其附近ニ住居シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル

第十二條 保育料ハ幼児ニ付一ヶ年金拾八圓トス

第十三條 保護者ハ幼児出席ノ有無ニ拘ハラズ毎年每期若クハ毎月(八月ヲ除ク)始業ノ日ヨリ七日以内ニ保

育料ヲ納付スヘシ

第十四條 每期若シクハ毎月ニ分納スル保育料金額ヲ左ノ如ク定ム

每期第一期及第二期 各金六圓七拾五錢 第三期 金四圓五拾錢

毎月(八月ヲ除ク)

四月、十月 各金貳圓貳拾五錢

五月、六月、七月、九月、十一月、十二月、一月、二月、三月、各金壹圓五拾錢

第十五條 半途ニ入園シタル幼児ノ保育料ハ前條ノ規定ニヨリ入園シタル月以後ノ分ヲ入園後七日以内ニ納付

スヘシ

第十六條 半途に退園シタル幼児ニシテ退園ノ翌月分以後ノ保育料ヲ納付シタル場合ニハ前條月割額ニヨリテ

其月以後ノ分ヲ返附ス

第十七條 保育料ヲ怠納スルモノハ退園ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 幼児又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直チニ届ケ出スヘシ

第十八條 幼児又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直チニ届ケ出スヘシ

但シ幼児傳染病ニ罹リタルトキハ直チニ其病状ヲ届出スヘシ

第二十條 退園セントスル者ハ其理由ヲ具シ保護者ヨリ其旨申出ツ可シ

第二十一條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニハ退園ヲ命ス

一 無届缺席一ヶ月以上ニ及ブ者

二 當園教育ノ趣旨ニ適セスト認メタル者

こうして大井幼稚園は大正八年四月に開園をみることになったのであるが、当時の比志島義輝日本体育会会長が、大井町役場が移転した跡の敷地及建物の譲渡を受けることなしにはその創立はおぼつかなかつたといわねばならない。開園当時の園児数は男児二十七名、女児二十七名、計五十四名、職員数は園長の外保母二名（『大井町史』昭和七年九月刊）であつた。入園児が申請時の定員を下回つていたとはいえ、経営が成り立つ人数であつたといえよう。また、この大井幼稚園の初代園長であるが、大正十年十二月三十日設立者比志島義輝より囑託された横川禎三氏がその任にあつたとされている。

ところで『大井町志』（大正十二年七月刊）は、大井幼稚園について、「（大正十二年）現在保母二名、児童四十二名、保育課目、説話、行儀、手技、唱歌、遊戲、自然への接觸等である」と記述している。設立当時の園則に、「私立大井幼稚園の保育事項ハ遊戲唱歌談話手技トス」（第二條）とあることからすると、開園四年後には、新たに、行儀と自然への接觸等の保育内容が追加されていることがわかる。「行儀」は家庭教育を意識して採用され、「自然」は多摩川河川敷に比較的近かつたり、緑にも恵まれていたという自然環境条件を反映した結果であつたと推されよ

う。このように大井幼稚園は保育内容を充実させながら、幼児教育の一翼を担ってきたわけであるが、大正末年から昭和初年代の状況は資料不足から未だ詳らかになっていない。しかし、『大井町史』には、昭和七年七月には園児数は、男児十六名、女児十四名、計三十七名と記されていることから、四〇名を前後する園児を抱えながら、保育が続けられていたといえそうである。

しかし、地域の要請に応えて地道な経営を続けてきた大井幼稚園ではあったが、昭和九年三月末日をもって日本体育会の経営から離れることになった。昭和九年二月、日本体育会常議員会は世田谷区深沢体操学校用地の買収を決定するとともに、三月二十三日の理事会で同年三月三十一日をもって、幼稚園を廃園とすることに決定したからである。

(2) 六郷幼稚園の設置とその趣旨

昭和六年五月、日本体育会は大井幼稚園とは別に、当時東京府荏原郡六郷町字雑色一五七に位置していた体操学校女子部内に、新たに六郷幼稚園を開設した。しかし残念ながらその詳細を伝える資料はない。そこでここでは、当時日本体育会常務理事であった野崎惣治が『國民体育』（昭和六年五月号）に「六郷幼稚園の設立」と題する一文を寄せているので、これを根拠に日本体育会の第二の幼稚園を垣間見ることにしよう。野崎は六郷幼稚園の設置について次のように述べている。

日本體育會は新たに六郷幼稚園を體操學校女子部構内に設置し、五月一日を以て之が開園式を舉行するに至つた。本會は過去四十年來體育を基礎としたる教育事業を經營して今日に至つてをるが、現に體操學校及び同

女子部、荏原中學校の外に、大井町にも大井幼稚園を設け今又此の六郷町に幼稚園を開設した所以は、全く體育的教養の特に幼児に於て必要なるを認め幼少なる者程體育の重視せらるべきを確信せる結果に外ならぬ。實に教育の根本問題は身體の強健及び其の發達より出發し、一面には訓練によつて道德的品性を養ひ個人として將た國民としての責任を自覺せしめ、他面には訓練によつて多角的興味と實際的技能とを與へることであらねばならぬ。されば我國の法令では、幼稚園とは満三歳より尋常小學校に入學する迄の幼児を保育して其の心身を健全に發達せしめ、善良なる性情を涵養せしめ以て家庭教育を補はんことを要旨としてをるのは、蓋し最も適切に體育基礎説によれるものと云はねばならぬ。而して我が日本體育會が特に幼稚園の經營に當る所以の極めて意義あることを思ふのである。

このように、大井幼稚園と並行して開園された六郷幼稚園は、その対象を満三歳より小学校入学までの幼児とし、心身の健全なる發達と善良なる性情の育成を目指して運営されていたといえよう。さらに氏は、続けて当時の六郷幼稚園の運動施設の優秀さと地元民の支援をたたえて次のように語っている。

由來幼稚園に於ては、自然の保育場たる遊園を有すべきは論を俟たぬ。英國に於ても米國に於ても建物なき幼稚園はあり得ると考へられても、運動場なき幼稚園は認められないのは固より當然といはねばならぬ。此點に於て我が六郷幼稚園は、新築したる園舎並に運動場を利用し得る點に於て、其附近はまた人家稠密ならず六郷河畔に程近く空氣清淨なる點に於て、極めて好適地たるを信するのである。而して特に園長として稻垣中將閣下を煩はし、經驗と學歷とを有する保姆數名を囑託し更に體操學校教職員數名は陰に陽に之を補佐助力することになつてをる。殊に嬉しきは同地有志の聲援である。町長をはじめ町内有力者諸氏は、多大の賛意を表し、

援助を惜まれずよく設置の趣旨を解せられ、本會が名利を顧みざるは勿論資財を投じて經營せるに對し、應援せられつゝあるは、眞に愉快にたへない所である。教育事業は實に斯く美はしき犠牲的精神の結合に俟たねばならぬ。吾人は茲に地の利と人の和とを得たことを喜ぶものである。

このように六郷幼稚園は、日本体育体操学校校長であつた稻垣三郎を園長に迎え、なおかつ、町長や町内有力者の声援に支えられて、發展の第一歩を踏み出していく。しかしながら、軌道にのりかけたこの六郷幼稚園も大井幼稚園と同じ理由から、昭和九年三月三十一日をもつて廢園となつた。

(3) ひなづる幼稚園の買収と幼稚園經營の中断

昭和十五年六月、日本体育會は「ひなづる幼稚園」を買収し幼稚園經營を再開した。そこで本會が經營する以前のひなづる幼稚園について簡単に触れておくことにしよう。

「ひなづる幼稚園」という名称は昭和七年十月に改称されたもので、以前は「新町幼稚園」と呼ばれていた。大正十五年八月、三室戸爲光がこの幼稚園を東京府荏原郡駒澤町深澤七十番地に設立、同年十月自らが園長となりその經營と教育に携わっている。新町幼稚園の所在地は元東京信託株式会社の經營地であつた。設立当時の園則には、「定員ヲ百二十名トシ之ヲ三組或ハ四組ニ分ツ一組ヲ三十名トシ各組ニ保母一名ヲ置ク」(第一條)とみえるので、かなりの規模で幼稚園經營を圖ろうとしたことが推される。しかし、昭和九年には、三室戸爲光を園長とするひなづる幼稚園は保母數二名、園児數二十七名であつた(『世田谷区史 下巻』昭和二十六年三月刊)ことから、その經營は行詰つていたといわねばならない。

昭和十五年六月、そのひなづる幼稚園は日本体育会によって買取され、新たな歴史を刻むことになった。しかし、太平洋戦争への突入に伴い、東京都教育局は昭和十九年四月十九日、空襲必至体制下における非常措置として東京都下の幼稚園に対して閉鎖令を出した。これによって東京の幼稚園はすべて休園となるが、日本体育会のひなづる幼稚園は閉鎖令以前に自然休園状態となっていたようである。いずれにしても、休園によって園庭は日体女子部の運動場として使用され、さらに終戦後、日本体育専門学校の土浦移転の後、女子部の校舎は日本体育会の事務所として活用されるに至っている。

(二) 日本体育会による幼稚園経営の再開 〔あさひ幼稚園から日体幼稚園へ〕

(1) 日本体育会あさひ幼稚園の開園と展開

日本体育会あさひ幼稚園設置に係わる経緯については、第一部第四章の「幼稚園経営の再興」の中で詳しく述べられているので、ここでは開園当時の状況について語ることにしよう。

学校法人日本体育会あさひ幼稚園が、東京都世田谷区深沢町八丁目四番一号の地に開設されたのは、昭和三十年六月二十一日であった。創設者である日本体育会の米本卯吉理事長は、幼児の健康を重要視して、「健康第一主義」の幼稚園として、健康教育に特に力を入れるよう指示した。「幼児は心身ともに健康で、のびのびと生活することが望ましい。幼稚園の集団の中で、生活の適応に必要な習慣を身につけ、いろいろな表現や活動を楽しむ日々でありたい。物事をよく考え、創造する心を養うことにより、豊かな人間性が形成されてゆく。そしてその総べての基礎となるものが健康である」とする「健康第一主義」は、本園の教育方針となったのである。ともあれ最初の幼稚園

園則は左に掲げるところに制定されている。

日本体育會あさひ幼稚園々則

第一章 總 則

第一條 この幼稚園は学校教育法第七十七条及び第七十八条に従つて幼児を保育し、恵まれた環境を活用

第二條 この幼稚園は、安全保育し、理想の施設を整備し、その心身の發達を助長することを目的とする。

第三條 この幼稚園は、日本体育會あさひ幼稚園といふ。

第四條 この幼稚園の位置を東京都世田谷区深沢町四丁目七拾番地に置く。

第五條 この幼稚園に入園できる者は、満四歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第六條 この幼稚園の定員を、六〇名とし、満四歳から五歳までの組と満五歳より小学校就学までの組に分ける。

第二章 保育年限保育期及休業日

第七條 この幼稚園の保育年限は二ヶ年とする。

第八條 一年を次の保育期に分ける。

第一保育期 四月一日から八月三十一日まで

第二保育期 九月一日から十二月三十一日まで

第三保育期 一月一日から三月三十一日まで

第九條 本園の休園は次の通りとする。

一、日曜日

二、國民の祝日

第九條

三、夏期休業 七月十一日から九月十日まで
四、冬期休業 十二月二十五日から一月七日まで
五、春期休業 四月一日から四月七日まで
六、学校法人日本体育會創立紀念日
七、日本体育會あさひ幼稚園開園記念日
始業及び終業の時刻は次の通りとする。
午前九時から午後一時まで、たゞし季節により変更することがある。

第十條

第三章 教育課程、保育日時数及び教職員組織
保育内容は

(1)健康保育、(2)リズム、(3)休息、(4)音楽、(5)自由遊び、(6)お話、(7)自然觀察、(8)絵画、(9)製作、
(10)ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居、(11)見学、(12)年中行事、(ひな祭、端午の節句、学校法人日本体育會体育祭参加)等である。

第十一條

一日の保育時数は、四時間とし、第十條に従い保育する。

第十二條

この幼稚園に次の教職員をおく。

- 一、園長 一名
- 二、教諭 二名以上
- 三、園医 二名(この内一名を歯科医とす)
- 四、事務職員 一名

園長は園務を処理し、所屬職員を監督する。

第四章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

第十三條

入園については、園長の許可を要する。

第十四條 入園しようとする者は、申込書に選抜料を添えて提出するものとする。

第十五條 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届出るものとする。

第十六條 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授支する。

第十七條 心身の發達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第五章 選抜料及び保育料、入園料

第十八條 選抜料は二〇〇円とする。

第十九條 保育料は月額一、〇〇〇円とする。在籍者は出席の有無にか、わらず毎月五日までにその月分を

納入しなければならない。

第二十條 入園料は一、〇〇〇円とし入園の際納入しなければならない。

第二十一條 既納の選抜料、保育料、入園料等は理由の如何にか、わらず返還しない。

附 則

一、この園則は昭和三十年四月一日から実施する。

二、この園則実施に必要な細則は園長が定める。

ところで加藤孝吾園長外五名の教職員は、健康第一主義の教育方針に基づき幼児の健康教育を推進すべく開園の準備に取りかかった。

幼児の健康教育を実現させるための施設として、幼児用プールが最初に用意されることとなり、楕円形コンクリート造り、深さ三十釐のプールが設置されている。また、設置基準の固定遊具をそれぞれ一基ずつと、当時としては珍しい新製品のユニバーサルジムが設置され、入園式の準備が整えられていった。

園舎は大正年間に建てられた古い建物であつたが、その小さなステージも備わつた遊戯室において第一回の入園式が挙行された。保護者に付き添われて式に臨んだ園児は、あどけない笑顔の四才児、五才児が合計十三名で、その三分の一は日本体育大学の教職員の子女であり、その他は地元の子どもたちであつた。

当初、園則第五条に見られるように、一年保育組（満五才より小学校就学迄）四〇名、二年保育組（満四才より満五才迄）二〇名、計六〇名を予定していたが、初年度は園児が十三名と少数であつた。ために、七月の保育には毎日プール遊びが組みこまれるなど、ゆとりある保育が行われることとなつた。また八月の夏休み中でも、午前中は園児、午後からはその兄弟姉妹までプール遊びを樂しめるような配慮もなされた。その指導には、加藤孝吾園長はじめ教職員が毎日交代で當っている。しかし、このような家庭的な雰囲気も、次第に園児が増加していくうちに困難となつていったが、教職員は一層その教育意欲を昂つていたのである。

昭和三十二年四月、これまで「学校法人日本体育会あさひ幼稚園」としていた園名が改称される。名称としてはやや長すぎ、普通の呼称にも不便なことが多いのでこれを簡明に表現するという理由から「日体幼稚園」に改められたのである。このことについては、第一部第四章で触れられているので詳細は当該箇所に譲ることにしよう。

ところで、このように家庭的雰囲気教育がなされてきた日体幼稚園も、今では三十年の歳月を刻み伝統ある幼稚園に成長したが、それは次頁に掲げる教員および園児数の推移にも見ることができる。

「教職員および園児の推移」が語っているように、昭和三十七年には一〇〇人を越す卒園者を出すとともに、三十九年には教員も九名に増員された。さらに昭和四十五年には卒園生が二〇〇人を越えるまでに成長したのである。現在の園則の第五条すなわち「この幼稚園の収容定員は、二二〇名とし、学級編成は、満3歳の組、満4歳の組及

教職員および園児の推移（昭和31年3月～平成3年3月）

	園長	主任 教頭	教員	事務 職員	臨時 嘱託	園 児		合 計
						男 子	女 子	
昭和31	1	1	1	2		6	7	13
32	1	1	2	2		18	13	31
33	1	1	2	2		24	24	48
34	1	1	3	2		30	21	51
35	1	1	4	2		41	29	70
36	1	1	5	2		52	34	86
37	1	1	5	2		51	50	101
38	1	1	9	2		56	49	105
39	1	1	9	2		86	67	153
40	1	1	9	3		89	85	174
41	1	1	9	3		104	79	183
42	1	1	9	3		116	73	189
43	1	1	10	3		82	85	167
44	1	1	9	3		100	79	179
45	1	1	10	3		101	99	200
46	1	1	9	3		104	81	185
47	1	1	10	3		116	95	211
48	1	1	10	3		92	89	181
49	1	1	10	3		109	77	186
50	1	1	9	2		98	82	180
51	1	1	10	3		124	92	216
52	1	1	10	3		96	78	174
53	1	1	9	3		124	97	221
54	1	1	9	3		81	91	172
55	1	1	12	3		93	106	199
56	1	1	10	3		85	86	171
57	1	0	10	3		88	55	143
58	1	0	10	3		72	54	126
59	1	0	9	3		63	47	110
60	1	1	8	3		68	43	111
61	1	1	8	3		72	32	102
62	1	1	9	3		58	46	104
63	1	0	9	3	1	53	42	95
平成元	1	0	9	3	1	57	46	103
2	1	1	9	3		57	32	89
3	1	1	10	3		55	38	93

び満5歳の組とする」が完全に満たされているといえよう。なお、設立時から平成三年度までに送り出した卒園児は、計四、九二二名にのぼっている。

(2) 施設・設備の拡充と整備

昭和三十一年十二月、日本体育会あさひ幼稚園の設立者である米本卯吉理事長は、当時の世田谷区長であった長島壯行宛に園舎変更の申請をしているが、その変更理由書には「在来の建物は相当の年数に達し、当分の間は使用するとして到底長期の使用に堪え得ないので将来の理想的総合計画により、保育室、遊戯室、職員室、会議室、事務室等を含む園舎の増築を第一期として実施いたし幼児教育の成果を挙げたい」と述べられている。かくしてこの計画にそって、木造二階建の園舎が新築され、一階が幼稚園保育室に、二階が学校法人日本体育会の本部にあてられた。そして園児数の増加により昭和三十七年度は、園庭の隅にプレハブの園舎一棟を建て、三部屋で三クラス、計十クラスが編成されるようになった。いっぽう園舎の北側の土地百五坪を購入して鉄筋コンクリート建園舎の新築第一期工事が始まった。

この一期工事は、昭和四十年度に完成し、引き続き同年六月二期工事に入ると、古い園舎の三分の一が取り壊されて、プレハブ保育室にいた年長児三クラスが新園舎に移転した。一期工事の園舎から鉤の手に、正面玄関迄の保育室が七室、職員室、用務員室、洗面所、二階は日本体育会事務局及び理事長室を配し、十二月には鉄筋平屋建の遊戯室が新築、四十二年一月には園舎及び遊戯室新築落成式が挙行されるに至った。と同時に、園児の定員は六〇名から一六〇名に増員の認可を得たのであった。

さらに、昭和四十八年には遊戯室南側運動場に大屋根を設置する。これによって雨天の日でも保育室外での遊び

ができるようになった。

昭和五十四年秋、日体会館の完工によって、日本体育会本部が移転した。これによって園舎園庭のすべてを日体幼稚園の専用とすることになった。しかしこの一方で翌五十五年十月九日、加藤孝吾初代園長が死去（享年七十五才）、ようやく軌道にのりはじめた本園にとつては、かけがえのない人材を失ったのである。かくして園長代行を務めていた磯瑞代が十一月十七日付をもって園長に就任した。この時、園児は定員の二六〇名を大きく上回り、定員増が焦眉の急であった。そのため園舎の増築を行うことで、五十六年の夏休みに入ってから二階に保育室を三室、その他内外の階段、給排水衛生設備等の工事が十月末に完成した。また、翌年の五十七年には園庭改修整備工事が行われ、その結果園内で体育祭が復活されるようになった。

世田谷区長に、定員増の申請を提出の運びとなったのは昭和五十八年に入ってからで、東京都および世田谷区からの視察を受け、その結果定員二二〇名の認可を得ることとなった。これによってクラス編成は、三才児二クラス、四才児三クラス、五才児三クラスに確定、昭和五十九年六月二十一日、第三十回創立記念日を迎えたのである。記念式典及び祝賀会は、東京都知事、世田谷区長、その他私立幼稚園関係者多数を招いて、世田谷三越シルバーハウスの大広間に於いて盛大に挙行された。

今日、平成の時代を迎え、本園は創立以来の教育目標である健康教育の具現のため、一層の努力を重ねることを期するものである。

(3) 教育内容の特色

あさひ幼稚園設立当時の主要教科名は、幼稚園設置要綱によると次のようになっている。すなわち、「健康保育、

リズム、休息、音楽、自由遊び、お話、自然観察、絵画、製作、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居、見学、年中行事」である。この目的に掲げられているように、三十一年度からは日本大の体育祭に参加するようになった。また、翌年の三十二年度からは世私幼連合体育祭に参加出場したり、国立競技場で行われた第十四回国民体育大会（昭和三十四年）に参加出場したりと、開園間もない頃から対外的にも非常に積極的な活動が行われていたのである。

昭和三十七年には、「日体幼稚園の歌」が作詞・作曲された。また、各種行事にともない、次に掲げる体操が構成・作曲されている。

制定年	名称	備考
昭和三十七	積木体操	三才児向きの体操としてジュニアブロックを用いた体操
四十一	よい子の棒体操	幼児の新しい体育遊具として体操棒を考案。年長児向き
四十二	鉦鈴体操	手具「カラー鉦鈴」を使用
四十三	リング体操	カラーリングを使用
四十四	みんなの棒体操	体育棒を使用。年少組向き
四十五	ボール体操	ボールを用いた集団体操
四十六	なわとび体操	短なわを使用
四十七	くみたて体操	幼児の集団体操として

四十八	ロープ体操	誘導ロープを使用
四十九	チューブ体操	カラーチューブを使用
五十	つみき体操	ジュニアブロックを使用
五十一	うちわ体操	うちわを使用した集団体操
五十二	プレーバルーン体操	プレーバルーンを使用した集団体操
五十四	メイポール体操	メイポールを使用した集団体操
五十九	ふたりにて体操	

右の表は、昭和三十七年以来、独自の発想に基づき各種の手具を使用した体操が考案されつづけていることを教えているが、この事實は「健康第一主義」を教育方針としてきたことと並んで、日体幼稚園のもう一つの特徴として本沿革史に深く刻み込まれねばなるまい。

日体柔整専門学校



校歌

高木晋輔 作詩
安彦善博 作曲

一、世田谷の地の朝あけに
そびえて建てる我が学舎
高き理想を胸に抱き
深き真理を求めつつ
若き命の集うなり
日体柔整専門学校



二、桜並木に優らんと

花咲き誇る我が学舎

温故知新の精神を

明るい未来へ継ぎゆかん

若き命の集うなり

日体柔整専門学校

三、望めば清き富士山の

東にそびえる我が学舎

師弟同行を胸に抱き

柔整の道を究めんと

若き命の集うなり

日体柔整専門学校